次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
補助金等の予算科目	事務の内容
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係るものに限る。）	（略）

改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容
地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に限る。）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十七年農林水産省告示第千二百三十四号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成二十二年農林水産省告示第七百三十三号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
補助金等の予算科目	事務の内容
農山漁村地域整備交付金新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金のうち農山漁村地域整備交付金に係るものに限る。）	（略）

改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容
農山漁村地域整備交付金（新設）	（略）

○農林水産省告示第八百十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
補助金等の予算科目	事務の内容
（略）米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るもののうち沖縄総合事務局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係るものを除く。）	（略）

改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容
（略）米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るもののうち沖縄総合事務局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）（新設）	（略）

○農林水産省告示第八百十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第千二百三十五号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
補助金等の予算科目	事務の内容
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係るものに限る。）	（略）

改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容
地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に限る。）	（略）